

御中

【所属アーティスト契約への移行に関する確認事項】

- 私は、所属アーティスト契約への移行を検討するにあたり、事前に以下の説明を受けました。
- 所属アーティスト契約とは、従業員（労働者）ではなく「個人事業主」として業務の委託を受ける契約であること（専門性のある業務の業務委託契約）。
  - アーティスト（個人事業主）は、労働者ではないので労働基準法の適用はなく、残業代や傷病手当、育休・産休手当、失業保険は発生しないこと。
  - アーティストは個人事業主であるため、税務署への開業届の提出や確定申告が必要であること。
- 私は、提案された報酬シミュレーションや所属アーティスト契約の内容を、現在の契約内容と比較検討し、有利な点、不利な点（特に労働者ではなくなり労働基準法の保護を受けなくなること）の双方を考慮した結果、所属アーティスト契約の方が私にとって好条件・有利であると判断したので、\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付にて貴社との雇用契約を終了し、個人事業主として、別途アーティスト契約を締結することを希望します。
- 私は、今後は、自ら独立し事業を営む個人事業主になるということを理解し、その責任（開業届及び青色申告承認申請書の税務署への提出、確定申告、その他ハローワーク・労働基準監督署・税務署・年金事務所等の関係各所に対する説明責任など含む）を遂行するものとします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

退 職 願

この度、一身上の都合により  
年 月 日付で  
退職させていただきます。

年 月 日

(氏名)

印

殿